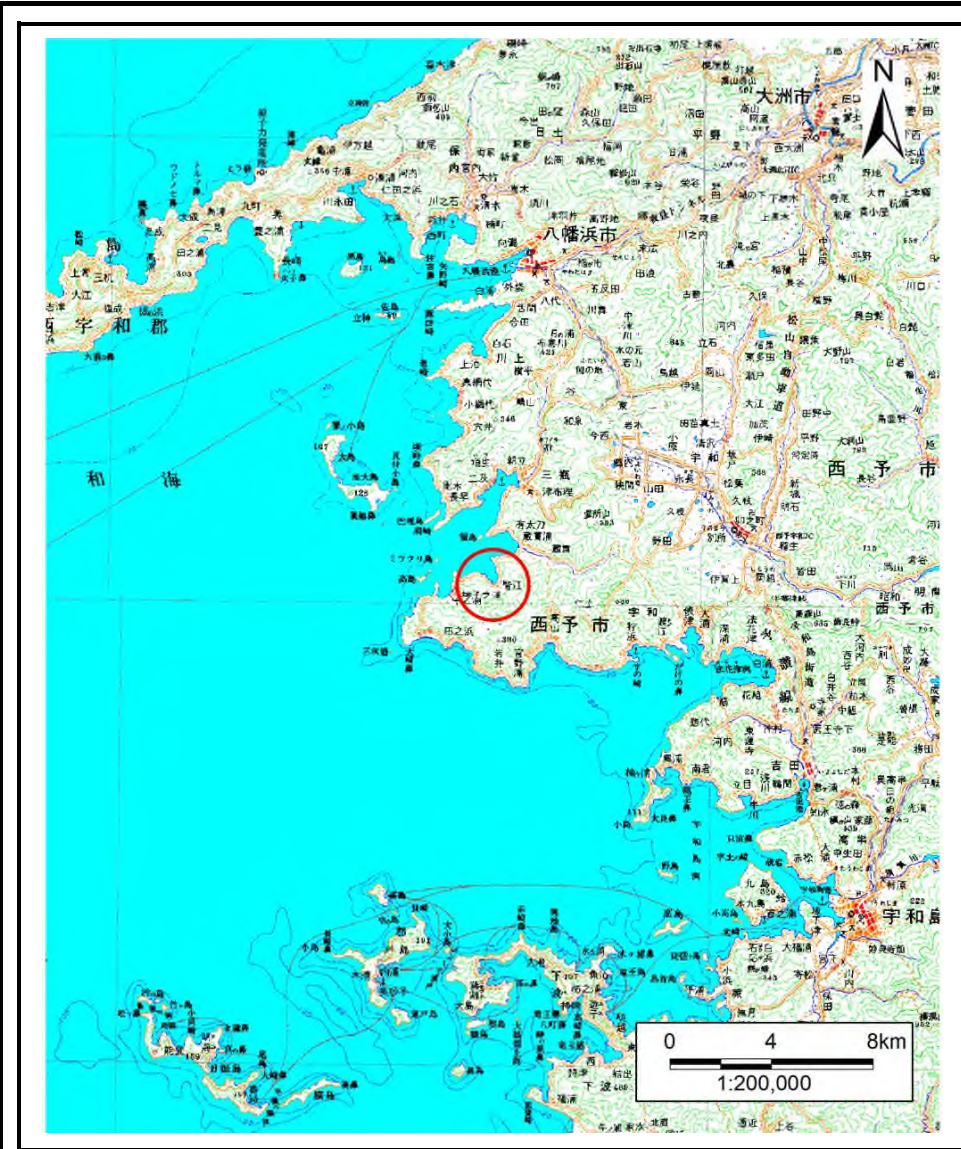
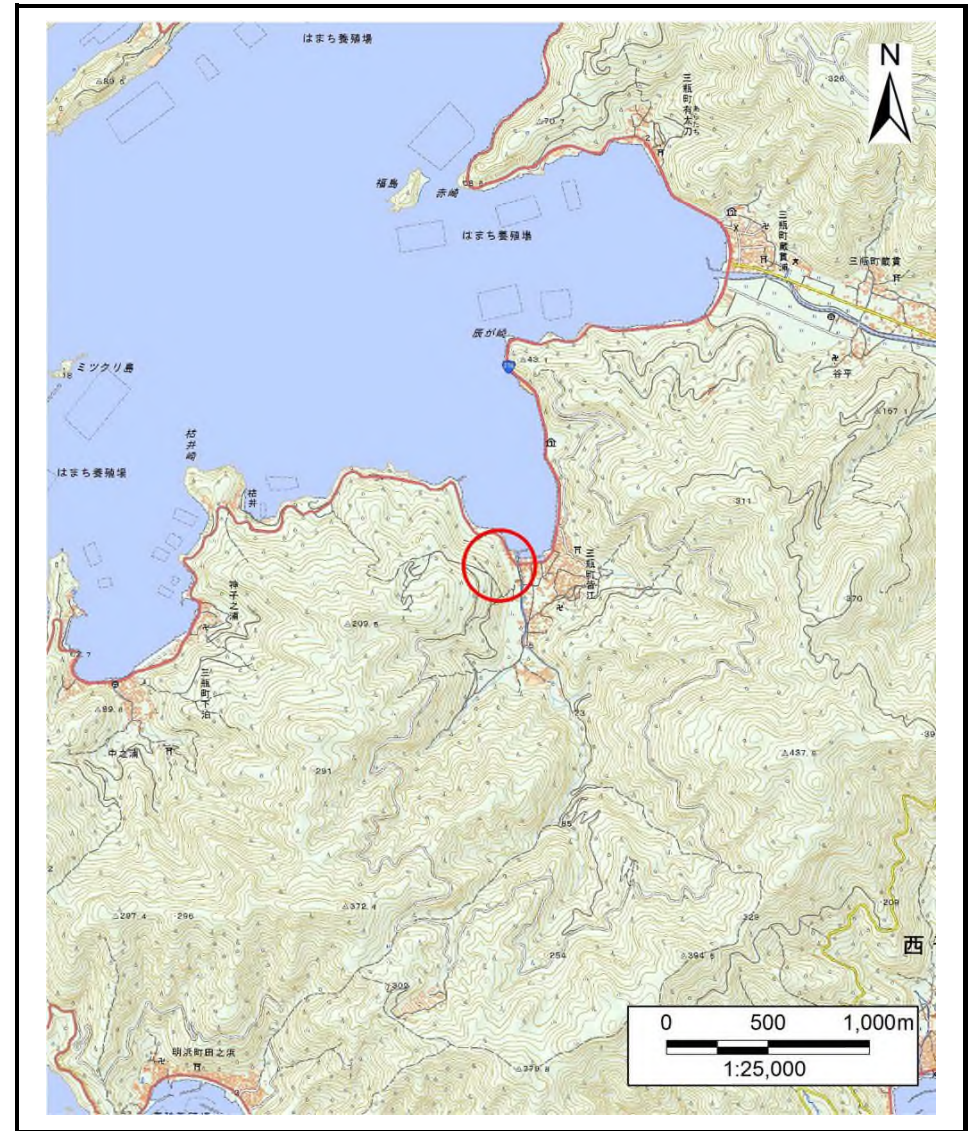


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



(1/200,000)

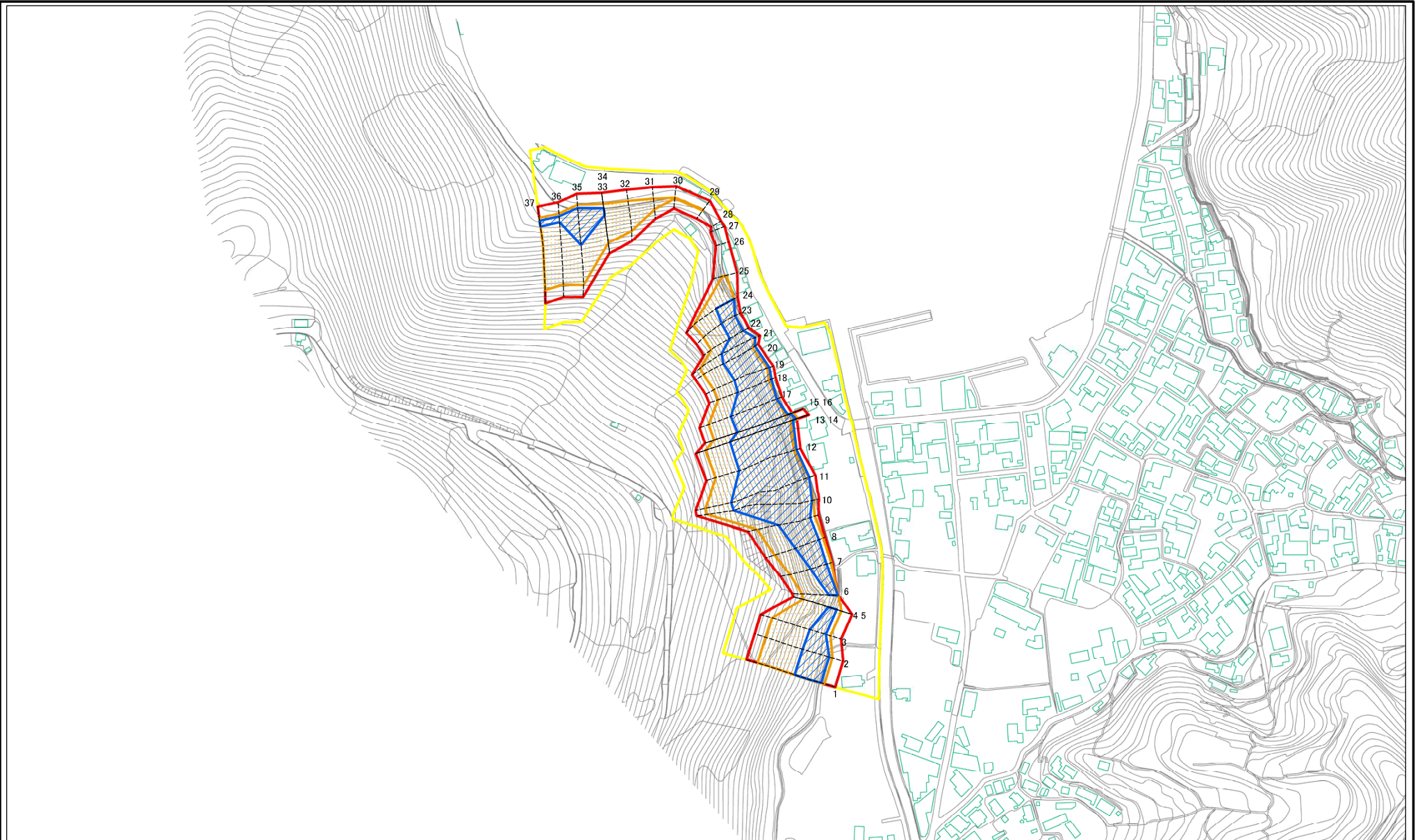


(1/25,000)

様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	箇所番号	445-I-1776(1)
	箇所名	向新田
	所在地	西予市三瓶町皆江

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1・2万5千分の1の地形図を複製したものである。(認証番号 国地四複 第21号)

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

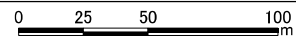
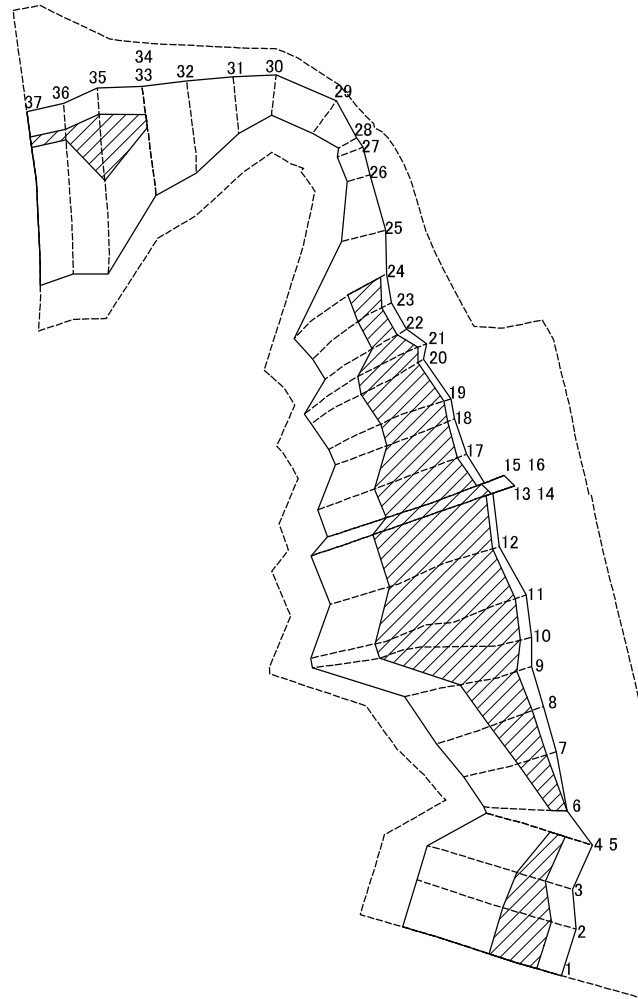
0 25 50 100
m

様式-2(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域		
土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域		
それ以外の区域		

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	445-I-1776(1)
告示番号	愛媛県告示第782号	箇所名	向新田
告示年月日	令和3年6月4日	所在地	西予市三瓶町皆江

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

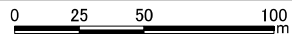
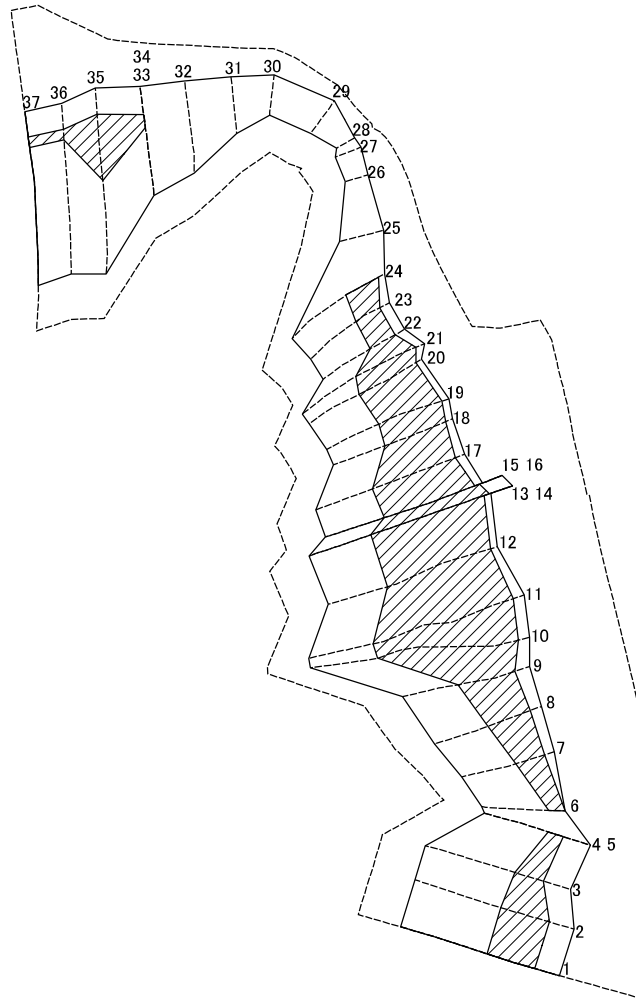
土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

縮尺	1:2,000
----	---------

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
告示番号	愛媛県告示第782号
告示年月日	令和3年6月4日

箇所番号	445-I-1776(1)
箇所名	向新田
所在地	西予市三瓶町

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

縮尺	1:2,000
----	---------

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	445-I-1776(1)
告示番号	愛媛県告示第782号	箇所名	向新田
告示年月日	令和3年6月4日	所在地	西予市三瓶町皆江

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	154.27	1.00	100.00	1.00	17.91	3.54	15.16	3.00	27 ~ 28	-	-	84.64	1.00	-	-	9.98	1.97
2 ~ 3	154.27	1.00	100.00	1.00	17.91	3.54	15.16	3.00	28 ~ 29	-	-	100.00	1.00	-	-	10.45	2.07
3 ~ 4	151.83	1.00	100.00	1.00	15.48	3.06	15.16	3.00	29 ~ 30	102.48	1.00	100.00	1.00	-	-	10.45	2.07
4 ~ 5	151.83	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	30 ~ 31	124.93	1.00	100.00	1.00	-	-	13.22	2.62
5 ~ 6	151.83	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	31 ~ 32	146.47	1.00	100.00	1.00	-	-	13.88	2.75
6 ~ 7	158.56	1.00	100.00	1.00	16.63	3.29	15.16	3.00	32 ~ 33	149.53	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00
7 ~ 8	161.85	1.00	100.00	1.00	17.18	3.40	15.16	3.00	33 ~ 34	149.53	1.00	100.00	1.00	15.26	3.02	15.16	3.00
8 ~ 9	163.82	1.00	100.00	1.00	17.18	3.40	15.16	3.00	34 ~ 35	152.49	1.00	100.00	1.00	17.67	3.50	15.16	3.00
9 ~ 10	163.82	1.00	100.00	1.00	20.31	4.02	15.16	3.00	35 ~ 36	152.49	1.00	100.00	1.00	17.67	3.50	15.16	3.00
10 ~ 11	163.31	1.00	100.00	1.00	20.61	4.08	15.16	3.00	36 ~ 37	149.02	1.00	100.00	1.00	17.46	3.46	15.16	3.00
11 ~ 12	165.34	1.00	100.00	1.00	21.16	4.19	15.16	3.00									
12 ~ 13	165.34	1.00	100.00	1.00	21.16	4.19	15.16	3.00									
13 ~ 14	163.39	1.00	100.00	1.00	20.68	4.09	15.16	3.00									
14 ~ 15	165.05	1.00	100.00	1.00	21.18	4.19	15.16	3.00									
15 ~ 16	164.89	1.00	100.00	1.00	21.18	4.19	15.16	3.00									
16 ~ 17	165.37	1.00	100.00	1.00	19.35	3.83	15.16	3.00									
17 ~ 18	165.37	1.00	100.00	1.00	20.09	3.98	15.16	3.00									
18 ~ 19	164.30	1.00	100.00	1.00	20.09	3.98	15.16	3.00									
19 ~ 20	164.30	1.00	100.00	1.00	19.67	3.89	15.16	3.00									
20 ~ 21	164.00	1.00	100.00	1.00	17.01	3.36	15.16	3.00									
21 ~ 22	161.17	1.00	100.00	1.00	16.61	3.29	15.16	3.00									
22 ~ 23	158.44	1.00	100.00	1.00	16.61	3.29	15.16	3.00									
23 ~ 24	158.21	1.00	100.00	1.00	16.31	3.23	15.16	3.00									
24 ~ 25	154.38	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00									
25 ~ 26	-	-	100.00	1.00	-	-	12.54	2.48									
26 ~ 27	-	-	84.64	1.00	-	-	12.54	2.48									

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	445-I-1776(1)
	告示番号	愛媛県告示第782号	箇所名	向新田
	告示年月日	令和3年6月4日	所在地	西予市三瓶町皆江

参考資料



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

参考資料：航空写真

土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域		縮尺 1:2,500
土砂災害防止法施行令第3条の基準に該当する区域		
土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域		
土石等の堆積の高さが3mを超える区域		
それ以外の区域		

N

自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

445-I-1776(1)

告示番号

愛媛県告示第782号

箇所名

向新田

告示年月日

令和3年6月4日

所在地

西予市三瓶町皆江